

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		出稼労働者安定就労対策費 (20-075)					
実施主体		都道府県労働局					
事業概要		出稼労働者の送出道県においては、地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する紹介等適格紹介を実施し、出稼労働者の受入れ都道府県においては、受入れ事業所に対する指導による雇用改善の推進等により、出稼労働者の安全・安定就労を促進					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		—	—	47,234	46,750	42,966	
目 標 と 評 価	目 標	—	—	雇用契約期間中の 離職率：20%以内	雇用契約期間中の 離職率：20%以内	雇用契約期間中の 離職率：20%以内	
	実 績	目 標 の 達 成 度 合 い	—	—	達成 (実績 18%)	達成 (実績 12.1%)	—
		事 業 執 行 率	—	—	出稼労働者就労事 業所定期巡回訪問 件数 38% (232 件/615 件)	出稼労働者就労事 業所定期巡回訪問 件数 55% (340 件/615 件)	—
	評 価 結 果	—	—	B	B	—	

〈調査結果〉

1 職業相談員の配置状況 (項目2-ア関係)

本事業においては、「出稼労働者対策実施要領の改正について」(平成19年4月1日付け職発第0401016号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知別添「出稼労働者対策実施要領」別添「出稼労働者就労支援員設置要領」(以下「設置要領」という。))において、地元就労の推進、やむを得ず出稼に出る者への職業相談、受入事業所の雇用管理改善指導等を推進し、出稼労働者の安全・安定就労を推進し、併せて地元就労を希望する者に対する支援等を推進するため、出稼労働者を相当数送出する地域を管轄する安定所及び出稼労働者を相当数受け入れる地域を管轄する労働局に出稼労働者就労支援員を設置することとされている。平成20年度においては、出稼労働者就労支援員(送出地担当)を北海道(札幌東及び函館)、青森(青森、八戸、弘前、むつ及び五所川原)、岩手(二戸及び久慈)及び沖縄(那覇及び沖縄)の計4労働局11安定所に各1人ずつ、計11人、出稼労働者就労支援員(受入地担当)を北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川及び大阪の計6労働局に各1人、愛知労働局に2人、計8人をそれぞれ配置している。

今回、北海道労働局管内の安定所に配置(札幌東及び函館に各1人)されている出稼労働者就労支援員(送出地担当)の業務の実施状況について調査した結果、以下の状況がみられた。

北海道労働局管内における出稼労働者数は、表1のとおりとなっており、出稼就労者数が北海道内で2番目に多いことから配置された札幌東安定所の出稼労働者就労支援員について、平成19年度は、札幌東安定所本所（札幌東安定所管内の全出稼労働者数875人中833人）に配置していたが、20年度は、江別出張所（同42人）に配置している。この結果、42人の出稼労働者のために、出稼労働者就労支援員を配置することとなり、本来の目的に沿った配置となっていない。

これについて、北海道労働局は、「江別出張所における組織的な体制や出稼労働者を含めた季節労働者に対する相談体制の拡充を図るため、平成20年度は江別出張所に配置することとした。21年度においては、江別出張所における出稼・季節労働者に対する相談体制も確立できたことから、当該支援員の配置を札幌東安定所にする」としている。

表1 北海道労働局管内における出稼就労者数 (単位：人)

安定所	平成17年度	18年度	19年度
札幌	538	489	415
札幌東	1,030	920	875
札幌東所管内	976	870	833
江別出張所管内	54	50	42
札幌北	560	638	496
函館	2,291	2,158	1,898
旭川	688	672	562
帯広	211	234	260
北見	270	172	163
紋別	44	45	28
小樽	267	223	220
滝川	263	239	209
釧路	574	471	499
室蘭	179	158	130
岩見沢	158	135	147
稚内	151	155	129
岩内	172	154	126
留萌	180	176	152
名寄	296	302	255
浦河	132	150	137
網走	64	47	37
苫小牧	258	232	276
根室	201	217	198
千歳	92	99	94
合計	8,619	8,086	7,306

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 職業相談業務の実施状況（項目2－イ関係）

出稼労働者就労支援員（送出地担当）については、設置要領において、i) 出稼就労に係る求人情報の収集・分析整理、ii) 地元就労推進のための個別求人開拓、iii) 現地選考を行う受

入事業主支援、iv) 出稼労働者に対する職業相談及び適格紹介、v) 受入安定所との連絡調整、vi) 都道府県、市町村等関係機関との連絡調整を行うこととされている。しかしながら、北海道労働局においては、出稼支援員が実際にどのような業務をどの程度行ったといった活動実績に関する報告は求めておらず、活動状況を把握していない。これについて、北海道労働局は、「実績を数値化して把握しづらいものがあり、同要領に報告に関する規定もないことから、活動状況は把握していない」としている。

また、札幌東安定所に配置されている出稼労働者就労支援員（送出地担当）は、表2のとおり、本来実施することとされている業務のうち、出稼労働者に対する職業相談、職業紹介以外の業務をほとんど行っておらず、通常は職業相談窓口の後方支援として、一般労働者を含めた職業紹介結果の確認・記録関係業務、求職票の受理・整理等求職申込関係業務、求人情報の整理保管関係業務等、出稼労働者に係る業務以外の業務を行っている。

表2 札幌東安定所に配置されている出稼労働者就労支援員の業務内容

出稼労働者就労支援員設置要領に規定されている支援員の業務内容	札幌東安定所における支援員の業務内容	実施状況
出稼就労に係る求人情報の収集・分析整理	<ul style="list-style-type: none"> 出稼労働者に係る求人情報をファイルし、展示棚に設置。 日々、発生する求人情報から、現在の有効求人に関する状況を把握し、自らの中で情報として整理、蓄積する。 	○
地元就労推進のための個別求人開拓	<ul style="list-style-type: none"> 求人開拓は効率的、効果的に行う必要があるとして、一般労働者用と出稼労働者用に分けて行っておらず、個別求人開拓推進員及び安定所職員が中心となって全般的な求人開拓を行っている。このため、支援員には、安定所外に出て行う求人開拓業務は行わせていない。 なお、これについて北海道労働局は、一般労働者も含めて幅広く開拓を行う必要があることから、出稼労働者に焦点を絞った求人開拓は行っていないとしている。 	×
現地選考を行う受入事業主支援	<ul style="list-style-type: none"> 安定所内に現地選考を行う会場を確保することが困難などの理由から、札幌東安定所として、現地選考を行う受入事業主の支援は行っておらず、支援員もこの業務は行っていない。 	×
出稼労働者に対する職業相談及び適格紹介	<ul style="list-style-type: none"> 支援員の中心業務であり、窓口に出稼労働者が相談に来た際は、支援員が対応することとしている。しかしながら、札幌東安定所では、出稼労働者の職業相談の件数を把握しておらず、支援員が扱った出稼労働者に係る相談件数、紹介件数も把握していない。 	○
受入安定所との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 他の安定所が扱う求人について、不明な点があった場合、照会している。 	○
都道府県、市町村等関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 支援員が自ら、都道府県、市町村等関係機関との連絡調整を行うことはない。 	×

(注) 当省の調査結果による。

3 評価の実施状況（項目3－ア関係）

平成20年度における本事業の目標は、「雇用契約期間中の離職率：20%以内」とされているが、これは「受入地における出稼労働者の雇用契約期間中の離職率」という出稼労働者就労支援員（受入地担当）のみの目標となっており、厚生労働省は、やむを得ず転居して出稼労働者となる送出労働者数を目標設定の指標とすることはなじまないとの理由から、出稼労働者就労支援員（送出地担当）については、目標が設定されていない。

しかし、本事業は、送出道県において、地元での就労機会の確保の推進を目的としていることから、目標について十分な検証が行われていない。